

栗山町レンタサイクル利用規約

このレンタサイクル（以下「自転車」という。）は、栗山町が管理運営しております。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）が自転車を利用するにあたり、遵守していただく事項について規定しております。この自転車をご利用する場合には、この利用規約を遵守していただくこととなります。

1. 利用申込み

- (1) 利用申込みは栗山公園（貸出施設）のレンタサイクル受付にて行ってください。貸出手続きの際に「レンタサイクル利用申込書」に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、パスポート、学生証など）と一緒に提示してください。
なお、身分証明書は複写させていただきます。
- (2) 利用申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
- (3) 自転車のご利用は、自転車利用日現在の年齢が9歳以上で身長120cm以上の方とさせていただきます。
- (4) 利用者が、自転車利用日現在、9歳から15歳の場合は保護者または成人者が同伴できる方とし、この場合、利用申込みに際し、保護者または成人者の自筆署名と身分証明書の提示が必要となります。利用規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- (5) 過去の利用時に利用規約に違反されていた場合、または栗山町が適切でない判断した場合は、自転車の利用をお断りする場合があります。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関して栗山町が知り得た個人情報については、栗山町が定める「個人情報保護条例」に従い取り扱うものとします。

3. 利用料金

無料

4. 利用時間

- (1) 利用時間は、午前10時から午後4時までです。（受付：午前9時45分から午後2時）
- (2) 利用者から連絡がないまま、返却時間を大幅に過ぎる等、悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

5. 利用条件

- (1) 自転車の利用については、道路交通法等関連法令を遵守し、自転車安全利用五則をはじめ、交通ルールに従った利用をしてください。

■自転車安全五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

(2) お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。

6. 返却先

- (1) 貸出を受けた場所に必ず返却してください。
- (2) 返却の際、カゴ等に残っていた貸出品以外のものについては、栗山町は一切の責任を負いません。

7. 自転車の故障・破損

- (1) 利用者は、利用前に自転車及び鍵等の付属品に故障等不具合がないか、必ず確認してください。利用前に自転車の異常又は故障を発見した場合は、直ちに貸出施設までご連絡ください。
- (2) 利用中に異常を感じた場合は、直ちに乗車を中止してください。
- (3) 利用中に自転車が故障（パンク等）した場合は、故障連絡先（平日：0123-72-3122・土日祝日：0123-73-3333）までご連絡をしてください。代替自転車を配置します。
- (4) 利用者に起因する自転車の故障（通常の利用における小さなキズは除く）の場合は、修理代金は利用者にてご負担いただきます。
- (5) 利用者に起因し、自転車に修理不能な損傷を与えた場合は、該当する自転車代金を利用者にてご負担いただきます。
- (6) 自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、栗山町に起因する場合を除いて、一切の責任を負いません。

8. 自転車の盗難・紛失

- (1) 利用中に自転車から離れる場合は、必ず盗難防止の為自転車の鍵を施錠してください。
- (2) 利用中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、下記のとおりとしてください。
 - ア) 鍵の紛失で自転車が動かせない場合
利用者が故障連絡先へ連絡してください。連絡後は営業車等で栗山公園（貸出施設）まで戻ってください。
 - イ) 自転車の盗難
栗山警察署及び栗山町ブランド推進課へ連絡し、所定の手続き後、営業車等で栗山公園（貸出施設）まで戻ってください。
- (3) 無施錠のまま放置した等利用者に起因する盗難・紛失の場合は、利用者に自転車代金をお支払いいただく場合があります。
- (4) 利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。

9. 事故

- (1) 自転車の利用中の第三者による事故により、利用者に障害等が発生した場合、また利用

者が第三者に障害等を与えた場合は公益財団法人日本交通管理技術協会のT Sマーク付帯保険の範囲内での補償となります。

- (2) 利用者が自転車利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取るとともに、栗山町ブランド推進課及び栗山公園（貸出施設）に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
- (3) 事故についての示談・協議が必要な場合には、利用者自らの責任において行ってください。
- (4) 前号の規定にかかわらず、栗山町が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、栗山町が被害を被った場合には、利用者によるその損害賠償を請求することがあります。

10. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料金を利用者にご負担いただきます。

11. 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所・不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 自転車の利用中に自転車の異常（パンク等）を認めた場合、自転車の運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること

12. 利用取消し

- (1) 利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
- (2) 利用規約の違反により、栗山町もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者によるその損害賠償を請求することがあります。

13. その他

- (1) メンテナンス等安全点検並びに自然災害のため、事前に告知することなく自転車の提供を中止する場合があります。
- (2) 自転車の数に限りがあり、貸出状況により利用できない場合があります。